

## 住宅、リフォーム資金（プロパー資金）

（平成 23 年 10 月 3 日現在）

商品名	住宅、リフォーム資金
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当 J A の組合員の方。 ※「J A とのお取引はこれから」という方もお気軽にどうぞ。 （ご利用に関しては、組合員加入のための出資が必要となります。）</li> <li>○ 借入者が最終返済時の年齢 70 歳を越える場合は、親子リレー（親子同居／連帯債務）返済といたします。</li> <li>○ 前年度税込年収が原則 200 万円以上で、特に信用状況に不安がなく返済期間内安定的に収入のある方。</li> <li>○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul>
お使いみち	○ 組合員が居住する住宅（車庫・土地の取得含む）新築・購入・改築・住宅ローンの借換資金等に要する資金とします。
お借入額	○ 必要資金の 80% 範囲内とし、5,000 万円以内とします。
お借入期間	○ 25 年以内（車庫及び改築資金は 15 年以内）とします。
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次のいずれかよりご選択いただけます 【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日（4 月 1 日および 10 月 1 日）現在の基準金利（短期プライムレート）により、年 2 回見直しを行います。 ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</li> <li>【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします</li> <li>○ 貸出利率軽減 当 J A との取引状況により貸出利率の軽減があります。 （上限 1.5% の軽減があります） 詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</li> </ul>
ご返済方法	○ 元利均等返済または元金均等返済とし、毎月償還または年賦償還方式とします。
担 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご融資対象物件に第 1 順位の抵当権を設定登記させていただきます。</li> <li>○ 建物には火災共済（保険）に加入いただき、火災共済（保険）金請求権に第 1 順位の質権を設定させていただきます。</li> </ul>
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 確実な人的保証を徴求します。</li> <li>○ 保証人は返済期間内安定的に収入のある方。</li> </ul>
団体信用生命共済	○ 原則、団体信用生命共済にご加入いただきます。 （団体信用生命共済掛金は当 J A が負担します。）
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む）が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額繰上返済の場合…5,250 円</li> <li>・一部繰上返済の場合…5,250 円</li> </ul> </li> <li>○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,250 円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（事務所）または金融共済部（電話：0763-62-2123）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

	<p>また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営する富山県 J Aバンク相談所（電話：076-445-2017）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A金融共済部または富山県 J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>富山県弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記富山県 J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>